

# 2020年度 募 集 要 項

社会福祉学科(通信課程)

学校法人 RWFグループ  
四国中央医療福祉総合学院

# 目 次

社会福祉士資格について	1
-------------	---

## 〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 募集地域	1
■ 入学金等納入金	1
■ 入学願書受付	1
■ 入学資格要件	2
■ 出願書類・出願方法	3
■ 選考方法・選考結果通知	4
■ 入学手続き等	4
■ 教育訓練給付制度	4
■ 学院出身者優遇制度	4
■ 貸付制度	4

## 〔参考資料〕

■ 実務経験(相談援助実務)	5
■ 学習概要	14
■ 学習計画	15
■ 既修得科目の読替について	15

## 〔諸様式〕

■ 入学願書記入例	16
■ 実務経験申告書・実務経験証明書(個票)記入例	17
■ 入学願書	
■ 実務経験申告書	
■ 実務経験証明書(個票)	
■ 入学願書受付通知、入学手続完了通知 他	
■ 小論文用紙	

## 社会福祉士資格について

「社会福祉士」は、1987年に誕生した国家資格であり、国際的には「ソーシャルワーカー」と呼ばれています。社会福祉に関する相談援助を行う専門職としての役割を担っています。

社会福祉士の活動領域は非常に広く、高齢者・障がい者・児童・地域等を中心とした社会福祉施策全般を活動領域とし、現在では保健医療・福祉分野に限らず、教育・更生保護分野においてもその必要性が認識され、ソーシャルワーカーの国家資格として期待されています。

実際に、各種福祉施設だけでなく、医療ソーシャルワーカー(MSW)、行政機関におけるケースワーカーや児童福祉司、その他、スクールソーシャルワーカーとして学校に配置されたり、成年後見制度における成年後見人として選任を受け活動するなどしています。さらに、近年ではハローワークなどの就労支援の現場や、刑務所出所後の社会復帰支援に携わるなど多岐にわたっています。

こうした現場では、相談援助専門職としての水準の高さを示す国家資格である社会福祉士が求められています。

子どもから高齢者まで、年齢や疾病・障がいの有無にかかわらず、人生のさまざまな局面で直面する困難を解決していきけるよう、そして生きがいをもってより良い生活が送れるよう、専門的な援助技能と知識を駆使し、必要な制度やサービスに関する情報の提供や助言、行政や各種関連施設と利用者とのコーディネート、利用者および家族の精神面のサポートなどを行い、問題解決に向けて調整を図ります。

社会福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。それには、まず養成校等で国家試験の受験資格を得なければなりません。

本課程の修了者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

## 〔募集概要〕

### ■取得資格

社会福祉士国家試験受験資格 ※ 社会福祉主事任用資格の取得はできません。

### ■募集定員・修業年限 ※ 入学は4月のみです。

学 科	募集定員	修業年限
社会福祉学科(通信課程)	100名	1年8ヶ月(4月～翌年11月)

### ■募集地域

四国4県および岡山県に在住の者

### ■入学金等納入金

区 分	社会福祉学科(通信課程)
入 学 金	20,000円
通信・面接授業料	280,000円
合 計	300,000円

○実習が必要な方は、入学後別途、実習費(85,000円)および学生保険費用(約3,000円)が必要です。

#### 実習該当者

厚生労働省指定施設において、2020年3月31日時点で相談援助の実務経験が1年未満の方。

### ■入学願書受付 ※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

区 分	受付期間(締切当日必着)	合否通知発送日	入学手続(入学金等納入)期限
1次募集	2019年9月2日(月) ～2019年10月31日(木)	各募集締切日から 10日以内	2019年12月 6日(金)
2次募集	～2019年12月 6日(金)		2020年 1月10日(金)
3次募集	～2020年 1月17日(金)		2020年 2月21日(金)
4次募集	～2020年 2月28日(金)		2020年 3月23日(月)
5次募集	～2020年 3月13日(金)	2020年 3月19日(木)	2020年 3月27日(金)

■入学資格要件

※ 実務経験については、P5～13を参照してください。

下記のいずれかに該当する者	入学資格要件
○指定施設において2020年3月31日時点で4年以上相談援助業務に従事する者	実務経験 4年
<p>○4年制大学等を卒業(修了)または2020年3月に卒業(修了)見込みの者</p> <p><u>4年制大学等の範囲(法第7条第3号 施行規則第1条の2第3項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(修業年限4年)</li> <li>・大学院への飛び入学</li> <li>・大学院</li> <li>・専修学校(修業年限4年以上の専門課程)</li> <li>・大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者</li> <li>・高等師範学校の専攻科</li> <li>・高等師範学校(修業年限1年以上の研究科)</li> <li>・女子高等師範学校(修業年限1年以上の研究科)</li> <li>・中学校(旧中等学校令に定めるものに限る)</li> <li>・高等女学校(旧中等学校令に定めるものに限る)</li> <li>・専門学校(修業年限5年以上、旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの)</li> <li>・専門学校の研究科(修業年限1年以上、修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの)</li> <li>・防衛大学校</li> <li>・防衛医科大学校</li> <li>・水産大学校</li> <li>・水産講習所</li> <li>・海上保安大学校</li> <li>・職業能力開発総合大学校の長期課程</li> <li>・職業訓練大学校の長期指導員訓練課程</li> <li>・職業訓練大学校の長期課程</li> <li>・中央職業訓練所の長期指導員訓練課程</li> <li>・職業能力開発大学校の長期課程</li> <li>・気象大学校大学部</li> </ul>	4年制大学等卒業
<p>○3年制短期大学等(夜間または通信課程除く)を卒業(修了)した者であって、指定施設において2020年3月31日時点で1年以上相談援助業務に従事する者</p> <p><u>3年制短期大学等の範囲(法第7条第6号 施行規則第1条の2第6項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学(修業年限3年)</li> <li>・高等学校(修業年限3年以上の専攻科)</li> <li>・中等教育学校(修業年限3年以上の専攻科)</li> <li>・特別支援学校(修業年限3年以上の専攻科、旧盲学校、聾学校、養護学校)</li> <li>・専修学校(修業年限3年以上の専門課程)</li> <li>・各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</li> <li>・職業能力開発総合大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業能力開発総合大学校の応用課程</li> <li>・職業能力開発大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業能力開発大学校の応用課程</li> <li>・職業能力開発短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業訓練短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> </ul>	<p>3年制短期大学等卒業</p> <p>+</p> <p>実務経験 1年</p>
<p>○2年制短期大学等を卒業(修了)した者であって、指定施設において2020年3月31日時点で2年以上相談援助業務に従事する者</p> <p><u>2年制短期大学等の範囲(法第7条第10号 施行規則第1条の2第9項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学(修業年限2年)</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・高等学校の専攻科(修業年限2年以上)</li> <li>・中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上)</li> <li>・特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上、旧盲学校、聾学校、養護学校)</li> <li>・専修学校(修業年限2年以上の専門課程)</li> <li>・各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</li> <li>・職業能力開発総合大学校の専門課程</li> <li>・職業能力開発大学校の専門課程</li> <li>・職業能力開発短期大学校の専門課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の専門訓練課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の特別高等訓練課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の専門課程</li> </ul>	<p>2年制短期大学等卒業</p> <p>+</p> <p>実務経験 2年</p>

## ■出願書類・出願方法

### 1. 出願書類

- (1) 入学願書
- (2) 小論文 課題「福祉に関する出来事を1つ取り上げて、それについてのあなたの考えを述べなさい」  
 [手書きの場合] 所定の用紙に横書きで、黒のペンを使用し、800字～1,000字以内で作成してください。  
 [パソコンの場合] 以下の原稿用紙設定のうえ、800字～1,000字以内で作成してください。

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

- (3) 入学検定料 10,000円(銀行振込)  
 <振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737 社会福祉学科:コード番号 5
- (4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙  
 B. 写真票(写真 縦3cm×横2.4cm 1枚貼付)  
 C. 入学願書受付通知(通知希望の方は、あて名記入・切手貼付<印刷の方は切手同封>)  
 D. 入学手続完了通知(通知希望の方は、あて名記入・切手貼付<印刷の方は切手同封>)
- (5) 選考結果通知用封筒(あて名記入・定形郵便50g+速達料金の切手貼付<印刷の方は長形3号の封筒>)
- (6) その他必要書類

入 学 資 格	実務経験	4年制大学等卒業(見込)	短大等卒業+実務経験
卒業証明書・卒業見込証明書 (提出日前3ヶ月以内発行のものに限る)	—	◎	◎
実務経験申告書(学院様式)	◎	△ (実務経験が1年ある方)	◎
実務経験証明書(学院様式)	◎		◎
既修得科目読替書類	△ (読替を希望する方) ※P15参照		
戸籍謄本等の証	△ (卒業証明書と現在の姓名が異なる方)		

◎印の書類は必ず提出してください。その他の書類については必要に応じて提出してください。

### 2. 出願書類について

- (1) 卒業証明書・卒業見込証明書
  - 発行から3ヶ月以内のものを提出してください。
  - 卒業証明書と卒業証書は異なります。必ず卒業証明書を提出してください。
  - 卒業証明書と姓名が異なる場合、戸籍謄本等の証を提出してください。
  - 見込で出願される方は、卒業した時点であらためて「卒業証明書」を提出してください。
- (2) 実務経験申告書・実務経験証明書
  - 2020年3月31日時点において、P6～13の<実務経験の対象となる指定施設の範囲>の「施設種類」および「職種」が一致する状態で、相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「相談援助実習」およびスクーリング「相談援助実習指導」が免除されます。
  - 見込で出願される方は、様式をコピーし見込で提出していただき、必要な期間を満たした時点で、再度提出してください。
  - 「実務経験申告書」は、1枚に複数の施設および職種を記入できますが、同法人内でも異動がある場合は、分けて記入してください。

- 「実務経験証明書(個票)」は、1施設1職種ごとに証明が必要ですので、必要枚数をコピーのうえ、記入してください。また、「施設種類」および「職種」は、一覧表に記載されている名称を記入してください。一覧表に記載のない略称や施設名称等は認められません。
- 従業期間は、実務経験の対象となる「施設種類」および「職種」での従業期間のみ記入してください。なお、証明が必要な従業期間は、入学資格要件によって異なります。

### (3) 既修得科目読替書類

- 成績証明書と当該科目のシラバスが必要です。読替についての詳細は、P15を参照してください。

## 3. 出願方法

所定の期日までに出願書類をそろえて、下記提出先まで簡易書留郵便にて送付または直接お持ちください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町1684-10  
四国中央医療福祉総合学院 通信課程 事務局

※所定の封筒でない方は、送付封筒に出願する学科を記入してください。

本部棟願書受付時間 平日 8:30～18:30 土曜日 8:30～17:00 日曜日 日年末年始 閉門

## ■選考方法・選考結果通知

### 1. 選考方法

小論文および出願書類により選考します。(小論文及び入学願書等の書類、検定料は返還いたしません。)

### 2. 選考結果の通知

合否結果および入学手続き等のご案内は、P1の合否通知発送日に学院より発送いたします。

## ■入学手続き等

- 入学金等の納入は、P1の各期日までに指定の金融機関にお振込みいただきます。
- 学習概要や学習計画(P14～15)を確認のうえ、入学手続きをお願いいたします。
- 実習該当者の方には、入学後別途、実習費等をお知らせいたします。
- 教材は、新年度4月初旬に発送いたします。
- 教科書は各自で購入していただきますが、合格された方には本学院での購入方法をご案内いたします。ご案内する書店での購入の場合、『新・社会福祉士養成講座セット』は、約50,000円です。必要科目のみの購入も可能です。
- 入学を辞退される場合は、必ずご連絡ください。2020年3月31日までのお申し出があれば、入学金以外の納入金については、返還いたします。
- 2020年4月1日以降は、入学金等納入金の返還はいたしかねます。また、入学金等の納入が確認できない場合も、在学契約が成立するため、入学金等納入金の支払い義務が発生いたします。

## ■教育訓練給付制度

- 本学院の社会福祉学科は、「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」となっております。
- 一般教育訓練給付制度の申請手続きおよび給付は、課程修了後となりますので、入学後希望調査いたします。

※教育訓練給付制度については、下記URLをご覧ください。

[https://www.helloworld.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.helloworld.go.jp/insurance/insurance_education.html)

## ■学院出身者優遇制度

出願者が本学院の昼間(通学)課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金の全額を免除します。

## ■貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- その他ローン ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」

本学院ホームページ 学院Q&A「Q9奨学金・学資ローンは使えますか?」を参照してください。

## 〔参考資料〕

### ■実務経験(相談援助実務)

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

#### <対象となる業務内容について>

- 次に掲げる職種は、社会福祉士の受験資格とはなりません。  
社会福祉施設や病院・診療所の、  
医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、介護職員、作業指導員、訪問介護員(ホームヘルパー)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員(当該業務を補助する方を含む)、  
調理員、事務員、運転手
- 「実務経験」に該当する者は、当該施設の常勤者または次の要件を満たす者であること。
  - ア 当該施設設置者と雇用関係を有していること。
  - イ 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。
- 介護業務と相談援助業務は異なります。例え、実務経験の認められる施設および職種であっても、介護業務を相談援助業務の実務経験とすることはできません。ご自身の業務内容が実務経験として認められる業務内容であるかどうかは、証明者となる施設にて確認してください。

#### (注意1)

「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

#### (注意2)

「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

#### (注意3)

「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

#### (注意4)

「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

#### (注意5)

「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

#### (注意6)

「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

#### (注意7)

「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

< 実務経験の対象となる指定施設の範囲 >

1. 児童分野

児童福祉法

施設種類		職種	コード番号
児童相談所		児童福祉司	B0001
		受付相談員	B0002
		相談員	B0003
		電話相談員	B0004
		児童心理司、心理判定員	B0005
		児童指導員	B0006
		保育士	B0007
母子生活支援施設		母子支援員、母子指導員	B0008
		少年指導員(少年を指導する職員)	B0009
		個別対応職員	B0010
児童養護施設		児童指導員	B0011
		保育士	B0012
		個別対応職員	B0013
		家庭支援専門相談員	B0014
		職業指導員	B0015
		里親支援専門相談員	B0016
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)		児童指導員(注意2)	B0017
		保育士(注意3)	B0018
		心理指導担当職員	B0019
		児童発達支援管理責任者	B0020
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)		児童指導員(注意2)	B0021
		保育士(注意3)	B0022
知的障害児通園施設		児童指導員(注意2)	B0023
		保育士(注意3)	B0024
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設		児童指導員(注意2)	B0025
		保育士(注意3)	B0026
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設		児童指導員(注意2)	B0027
		保育士(注意3)	B0028
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)		児童指導員	B0029
		保育士	B0030
		個別対応職員	B0031
		家庭支援専門相談員	B0032
重症心身障害児施設		児童指導員(注意2)	B0033
		保育士(注意3)	B0034
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	B0035
児童自立支援施設		児童自立支援専門員	B0036
		児童生活支援員	B0037
		個別対応職員	B0038
		家庭支援専門相談員	B0039
		職業指導員	B0040
児童家庭支援センター		相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	B0041
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	指導員(注意1)	B0042
		児童指導員(注意2)	B0043
		保育士(注意3)	B0044
		児童発達支援管理責任者	B0045
		障害福祉サービス経験者(注意4)	B0046
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0047
		児童指導員(注意2)	B0048
	医療型児童発達支援事業を行なう施設	保育士(注意3)	B0049
		児童発達支援管理責任者	B0050
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0051
		指導員(注意1)	B0052
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	児童指導員(注意2)	B0053
		保育士(注意3)	B0054
		児童発達支援管理責任者	B0055
		障害福祉サービス経験者(注意4)	B0056
機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)		B0057	



障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0058
		児童発達支援管理責任者	B0059
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0060
		児童発達支援管理責任者	B0061
障害児相談支援事業		相談支援専門員	B0062
乳児院		児童指導員	B0063
		保育士	B0064
		個別対応職員	B0065
		家庭支援専門相談員	B0066
		里親支援専門相談員	B0067
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		児童指導員(注意2)	B0068
		保育士(注意3)	B0069
児童自立生活援助事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている指導員	B0070
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員	B0071

## その他

施設種類	職種	コード番号
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	B0072
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	B0073
地域生活支援事業(障害児等療育支援事業を行なっている施設)	相談援助業務を行なっている職員	B0074
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	B0075
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	B0076
重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	児童指導員(注意2)	B0077
	保育士(注意3)	B0078
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	B0079

## 2. 高齢者分野

### 介護保険法

施設種類	職種	コード番号	
介護保険施設	生活相談員	C0001	
	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0002
	介護老人保健施設	支援相談員	C0003
		相談指導員	C0004
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0005
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0006
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0007
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	C0008	
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	C0009	
	計画作成担当者	C0010	
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員	C0011	
	生活指導員	C0012	
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	C0013	
	生活指導員	C0014	
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	C0015	

指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	C0016
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	C0017
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従事者	C0018
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0019
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0020
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0021
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	C0022
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0023
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0024
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	C0025
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	C0026

### 老人福祉法

施設種類	職種	コード番号
養護老人ホーム	生活相談員	C0027
	生活指導員	C0028
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	C0029
	生活指導員	C0030
軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	C0031
	生活指導員	C0032
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	C0033
老人短期入所施設	生活相談員	C0034
	生活指導員	C0035
老人デイサービスセンター	生活相談員	C0036
	生活指導員	C0037
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	C0038
有料老人ホーム	生活相談員	C0039

### その他

施設種類	職種	コード番号
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	C0040
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	C0041
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	C0042
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	C0043

## 3. 障害者分野

### 身体障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	D0001
	心理判定員	D0002
	職能判定員	D0003
	ケース・ワーカー	D0004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	D0005
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	D0006

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	職種	コード番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0007
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0008
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	D0009

知的障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	D0010
	心理判定員	D0011
	職能判定員	D0012
	ケース・ワーカー	D0013

障害者総合支援法

施設種類	職種	コード番号	
障害者支援施設	生活支援員(注意7)	D0014	
	就労支援員	D0015	
	サービス管理責任者	D0016	
地域活動支援センター	指導員(注意7)	D0017	
福祉ホーム	管理人	D0018	
身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(注意7)	D0019
		生活指導員(注意7)	
	身体障害者療護施設	生活支援員(注意7)	D0021
		生活指導員(注意7)	D0022
身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0023	
	生活指導員(注意7)	D0024	
身体障害者福祉工場	指導員(注意7)	D0025	
精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	D0026
		精神障害者社会復帰指導員	D0027
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	D0028
		精神障害者社会復帰指導員	D0029
精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	D0030	
	精神障害者社会復帰指導員	D0031	
精神障害者福祉ホーム	管理人	D0032	
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員(注意7)	D0033
		生活指導員(注意7)	D0034
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0035
		生活指導員(注意7)	D0036
知的障害者通勤寮	生活支援員(注意7)	D0037	
	生活指導員(注意7)	D0038	
障害福祉 サービス事業	生活介護を行なう施設	生活支援員(注意7)	D0039
		サービス管理責任者	D0040
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意7)	D0041
		サービス管理責任者	D0042
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意7)	D0043
		就労支援員	D0044
		サービス管理責任者	D0045
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	生活支援員(注意7)	D0046
		サービス管理責任者	D0047
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	D0048
		サービス管理責任者	D0049
自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	D0050	
	サービス管理責任者	D0051	
療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0052	
短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 含む	相談援助業務を行なっている職員	D0053	
重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0054	
共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	D0055	
共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム 含む	相談援助業務を行なっている職員	D0056	
一般相談支援事業所	相談支援専門員	D0057	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	D0058	
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	D0059	
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0060
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0061
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	D0062

のぞみの園法

施設種類	職種	コード番号
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	D0063
	相談援助業務を行なっているケースワーカー	D0064

発達障害者支援法

施設種類	職種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	D0065
	就労支援を担当する職員	D0066

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	職種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0067
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	D0068
	職場適応援助者	D0069
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	D0070
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	D0071
	就業支援担当者	D0072
	生活支援担当職員	D0073

職業安定法

施設種類	職種	コード番号
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	D0074
	発達障害者雇用トータルサポーター	D0075

その他

施設種類	職種	コード番号
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	D0076
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	D0077
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0078
	地域移行推進員	D0079
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	D0080
	地域移行推進員	D0081
精神障害アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0082
アウトリーチ事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0083
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行なっている者	D0084
訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	D0085

4. その他の分野

地域保健法

施設種類	職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0001
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0002
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	E0003

医療法

施設種類	職種	コード番号
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	E0004
	退院後生活環境相談員	E0005

生活保護法

施設種類	職種	コード番号
救護施設	生活指導員	E0006
更生施設	生活指導員	E0007
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0008
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0009
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	E0010

生活困窮者自立支援法

施設種類	職種	コード番号
自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0011
	相談支援員	E0012
	就労支援員	E0013
	家計相談支援員	E0014

社会福祉法

施設種類	職種	コード番号	
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	E0015	
	身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0016	
	知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	E0017	
	老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	E0018	
	現業員・ケースワーカー	E0019	
	家庭児童福祉主事	E0020	
	家庭相談員	E0021	
	面接相談員	E0022	
	婦人相談員	E0023	
	母子・父子自立支援員、母子相談員	E0024	
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する 就労支援事業に従事する就労支援員	E0025	
	生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事 業に従事する就労支援員	E0026	
	隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	E0028
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員	E0029
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	E0030	
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児 童その他要援護者に対するものに限る)	E0031	

売春防止法

施設種類	職種	コード番号
婦人相談所	相談指導員	E0032
	判定員(心理・職能判定員)	E0033
	婦人相談員	E0034
婦人保護施設	生活指導員(入所者を指導する職員)	E0035

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	職種	コード番号
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員 母子相談員(母子の相談を行なう職員)	E0036

刑事収容施設法

施設種類	職種	コード番号
刑事施設	刑務官	E0037
	法務教官	E0038
	法務技官(心理)	E0039
	福祉専門官	E0040

少年院法

施設種類	職種	コード番号
少年院	法務教官	E0041
	法務技官(心理)	E0042
	福祉専門官	E0043

## 少年鑑別所法

施設種類	職種	コード番号
少年鑑別所	法務教官	E0043
	法務技官(心理)	E0044

## 更生保護法

施設種類	職種	コード番号
地方更生保護委員会	保護観察官	E0045
保護観察所	保護観察官	E0046

## 更生保護事業法

施設種類	職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	E0047
	補導員	E0048

## 労働者災害補償保険法

施設種類	職種	コード番号
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	E0049

## その他

施設種類	職種	コード番号
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	E0050
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	E0051
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	E0052
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	E0053
就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	E0054
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	E0055
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	E0056
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	E0057
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	E0058
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	E0059
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	E0060
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	E0061
	相談支援員	E0062
	就労支援員	E0063
	家計相談支援員	E0064

## 5. 現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設種類	職種	コード番号
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	F0001
	生活指導員	F0002
身体障害者福祉ホーム	管理人	F0003
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	F0004
	精神障害者社会復帰指導員	F0005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行なっている職員	F0006
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	F0007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	F0008
	生活指導員	F0009
	相談援助業務を行なっている職員	F0010
知的障害者福祉ホーム	管理人	F0011
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	F0012

<p>障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児施設</li> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・自閉症児施設</li> <li>・盲ろうあ児施設</li> <li>・難聴幼児通園施設</li> <li>・肢体不自由児施設</li> <li>・肢体不自由児療護施設</li> <li>・肢体不自由児通園施設</li> <li>・重症心身障害児施設</li> <li>・知的障害者更生施設</li> </ul> <p>において実施する事業</p>	相談援助業務を行なっている職員	F0013
<p>障害者デイサービスを行なう施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者デイサービス事業</li> <li>・知的障害者デイサービス事業</li> </ul> <p>を含む</p>	相談援助業務を行なっている職員	F0014
<p>経過的デイサービス事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)[平成18年10月～19年3月]</p>	相談援助業務を行なっている職員	F0015
<p>「障害者110番」運営事業を行なっている施設</p>	相談援助業務を行なっている相談員	F0016
<p>知的障害者生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設</li> <li>・障害者能力開発施設</li> </ul> <p>において実施する事業</p>	相談援助業務を行なっている職員	F0017
<p>高齢者住宅等安心確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)</li> <li>・高齢者向け優良賃貸住宅</li> <li>・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等</li> </ul> <p>において実施する事業</p>	生活援助員	F0018
<p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業</p> <p>(高齢者世話付住宅において実施する事業)</p>	生活援助員	F0019
<p>家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業</p> <p>(中央児童相談所において実施する事業)</p>	電話相談員	F0020
<p>ヴェトナム難民収容施設</p> <p>(日本赤十字社が設置するもの)</p>	相談援助業務を行なっている指導員	F0021
<p>子ども家庭相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童センター</li> <li>・市に設置された児童館</li> </ul> <p>において実施する事業</p>	相談援助業務を行なっている相談員	F0022
<p>乳幼児健全育成相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・乳児院</li> </ul> <p>において実施する事業</p>	相談援助業務を行なっている相談員	F0023
<p>すこやかテレホン事業</p> <p>(青少年相談センターにおいて実施する事業)</p>	相談援助業務を行なっている相談員	F0024
<p>知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業</p> <p>(都道府県・指定都市等において実施する事業)</p>	相談援助業務を行なっている相談員	F0025
<p>地域子育て支援センター事業を行なっている施設</p>	相談援助業務を行なっている職員	F0026

## ■学習概要

通信課程では、以下3つの履修を行います。

### 1. レポート(テキスト学習)

テキストによる自宅学習を行い、学習計画に沿って課題に対するレポートを作成し、添削指導を受けます。合格点(100点満点で60点以上)を得ることで科目履修となります。レポート用紙は、手書きの場合、本学院の原稿用紙、パソコンの場合、指定の書式で作成します。学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受け付けます。

### 2. スクーリング(面接授業)

スクーリングは、講義を通して直接指導を受けるもので、「相談援助演習」と「相談援助実習指導」があります。全日程に出席することで履修認定となります。欠席した場合、翌年のスクーリング日程での再履修となり、修業年限での修了はできません。  
※再履修による受講には再履修料が必要です。

#### ① 相談援助演習

相談援助の実践をイメージし、概念や技術について学びます。理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。ロールプレイや事例検討、グループワークなどを行います。

#### ② 相談援助実習指導(該当者のみ)

実習前の指導は、相談援助実習の意義や心構え、実習先やその地域への理解を深め、実習計画書や必要書類の作成を行います。

実習後の指導は、実習を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

### 3. 相談援助実習(該当者のみ)

入学時に実務経験が1年未満の方(2020年3月31日時点で実務経験が1年以上ない方)は、「相談援助実習(以下「実習」)」の履修が必要です。社会福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識や専門援助技術、関連知識を学びます。

実習は、本学院が指定する施設において、180時間以上(23日間)実施します。

時期は、スクーリング「相談援助実習指導(実習前)」受講後、1月～8月となります。また、実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせのうえ、事前準備が必要です。

実習期間中には、本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習場所や施設種別、時期等についての希望調査は、入学後行います。

ただし、受け入れ施設側の都合により、すべてが実習生の希望通りになるとは限りません。

また、実習は連続する期間で行いますので、週1日～3日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。職場やご家族のご理解を得てからの入学手続きをお願いいたします。



## ■学習計画

### 1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	2021年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	2021年9月	
社会理論と社会システム		1回	2021年6月	
現代社会と福祉		2回	2020年5月～7月	
社会調査の基礎		1回	2021年6月	
相談援助の基盤と専門職		2回	2020年7月	
相談援助の理論と方法		4回	2020年9月、2021年4月	
地域福祉の理論と方法		2回	2020年7月～9月	
福祉行財政と福祉計画		1回	2021年2月	
福祉サービスの組織と経営		1回	2021年2月	
社会保障		2回	2021年2月～4月	
高齢者に対する支援と介護保険制度		2回	2020年7月～9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	2020年4月～8月	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		1回	2020年9月～12月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	2021年5月～8月	
保健医療サービス		1回	2021年5月～8月	
就労支援サービス		1回	2021年1月～4月	
権利擁護と成年後見制度		1回	2021年9月～10月	
更生保護制度		1回	2021年5月～8月	
相談援助演習	7日間	5回	2020年9月、2021年8月	
相談援助実習指導(実習該当者のみ)	4日間	2回	2020年12月、2021年10月	
相談援助実習(実習該当者のみ)				180時間 (23日間)

### 2. スクーリング期間 ※日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

相談援助演習	第1回:2020年9月19日～21日(3日間) 第2回:2021年8月13日～16日(4日間)
相談援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前:2020年12月12日、13日(2日間) 実習後:2021年10月16日、17日(2日間)

### 3. 相談援助実習(該当者のみ)

2021年1月～8月の期間中に180時間(23日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせます。実習先の休日等を含めると実習期間は1か月程度かかります。

## ■既修得科目の読替について

他の学校等において修得した科目について、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で、当該教育内容相当と認められる場合、読替による履修に代えることができます。

ただし、読替にあたっては、出願時に下記の書類提出が必要です。

#### (1) 成績証明書等(単位修得証明書等)

出身大学等の学長(学部長等)の公印のある最終成績が記載された証明書を提出してください。

#### (2) シラバス(講義要録)

シラバスの表紙のコピー(大学名等が分かるもの)および読替を希望する当該科目が記載されているページのコピーを提出してください。また、インターネット上で公開されている場合は、シラバスであることが確認できるページと当該科目ページを印刷して提出してください。